

先生各位

保険注釈の一部訂正について

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、このたび保医発第 0927001 号「平成 18 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について」にて、保険注釈に訂正がございましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《 訂正内容 》

対象保険 収載区分	正	誤
D001-12 (120点)	マイクロトランスフェリン精密測定(尿中)、アルブミン定量精密測定及び本区分「15」の型コラーゲン定量精密測定は、 <u>糖尿病又は早期糖尿病性腎症患者であって微量アルブミン尿を伴う疑うもの(糖尿病性腎症第1期又は第2期のものに限る。)</u> に対して行った場合に、3か月に1回に限り算定できる。なお、これらを同時に行った場合は、 <u>主たるもののみ算定する。</u>	マイクロトランスフェリン精密測定(尿中)、アルブミン定量精密測定及び本区分「15」の型コラーゲン定量精密測定は、 <u>早期糖尿病性腎症患者であって微量アルブミン尿を伴うもの(糖尿病性腎症第1期又は第2期のものに限る。)</u> に対して行った場合に、3か月に1回に限り算定できる。なお、これらを同時に行った場合は、 <u>主たるもののみ算定する。</u>
	該当検査項目 尿中マイクロトランスフェリン 【検査コード 0343】 尿アルブミン定量 【検査コード 1220、1234】 尿中 型コラーゲン 【検査コード 3974】	
D007-29 (150点)	(1)血液ガス分析の所定点数には、Na、K、Cl、pH、PO ₂ 、PCO ₂ 及びHCO ₃ ⁻ の各測定を含むものであり、測定項目数にかかわらず、所定点数により算定する。なお、同時に行ったヘモグロビン測定については算定しない。 (2)血液ガス分析は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に速やかに報告されるような場合は、所定点数により算定する。 なお、在宅酸素療法を実施している入院施設を有しない診療所が、緊急時に必要かつ密接な連携を取り得る収容入院施設を有する他の保険医療機関において血液ガス分析を行う場合であって、採血後、速やかに検査を実施し、検査結果が速やかに当該診療所に報告された場合にあっては算定できるものとする。	(1)血液ガス分析の所定点数には、Na、K、Cl、pH、PO ₂ 、PCO ₂ 及びHCO ₃ ⁻ の各測定を含むものであり、測定項目数にかかわらず、所定点数により算定する。なお、同時に行ったヘモグロビン測定については算定しない。 (2)血液ガス分析は当該検査の対象患者の診療を行っている保険医療機関内で実施した場合にのみ算定できるものであり、委託契約等に基づき当該保険医療機関外で実施された検査の結果報告を受けるのみの場合は算定できない。ただし、委託契約等に基づき当該保険医療機関内で実施された検査について、その結果が当該保険医療機関に速やかに報告されるような場合は、所定点数により算定する。 なお、在宅酸素療法を実施している入院施設を有しない診療所が、緊急時に必要かつ密接な連携を取り得る収容施設を有する他の保険医療機関において血液ガス分析を行う場合であって、採血後、速やかに検査を実施し、検査結果が速やかに当該診療所に報告された場合にあっては算定できるものとする。
	該当検査項目 血液ガス分析 【検査コード 1969】	

対象保険 収載区分	正	誤
D007-29 (150点)	ヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白(H-FABP)はELISA法又は免疫クロマト法により、急性心筋梗塞の診断を目的に用いた場合のみ算定する。 ただし、ヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白(H-FABP)と同区分のミオグロビン精密測定を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。	ヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白(H-FABP)はELISA法又は免疫クロマト法により、急性心筋梗塞の診断を目的に用いた場合のみ算定する。 ただし、ヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白(H-FABP)と同区分のミオグロビン精密測定を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
	<p>該当検査項目</p> <p>ヒト心臓由来脂肪酸結合蛋白(H-FABP) 【検査コード 3158】</p> <p>ミオグロビン 血清 【検査コード 0676】</p> <p>ミオグロビン 尿 【検査コード 0677】</p> <p>ミオグロビン 材料違い 【検査コード 4336】</p>	
D008-12 (120点)	黄体形成ホルモン(LH)はLA法又は <u>通則に掲げる精密検査</u> による。	黄体形成ホルモン(LH)はLA法による。
	<p>該当検査項目</p> <p>黄体形成ホルモン(LH) 血清 【検査コード 2374】</p> <p>黄体形成ホルモン(LH) 尿 【検査コード 2375】</p> <p>黄体形成ホルモン(LH) 材料違い 【検査コード 4309】</p>	
D009-10 (180点)	サイトケラチン 19 フラグメント精密測定は、悪性腫瘍の診断の確定又は転帰の決定までの間に4回に限り算定する。 また、 悪性腫瘍であることが既に確定診断された患者 については、小細胞癌を除く肺癌の場合に限り、区分「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定できる。	サイトケラチン 19 フラグメント精密測定は、悪性腫瘍の診断の確定又は転帰の決定までの間に1回に限り算定する。 また、悪性腫瘍であることが既に確定診断された患者については、小細胞癌を除く肺癌の場合に限り、区分「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定できる。
	<p>該当検査項目</p> <p>サイトケラチン 19 フラグメント(シフラ) 血清 【検査コード 6004】</p> <p>サイトケラチン 19 フラグメント(シフラ) 材料違い 【検査コード 4522】</p>	
D009-11 (190点)	ア 尿中遊離型フコースは酵素化学的測定法により、悪性腫瘍の診断の確定又は転帰の決定までの間に1回に限り算定する。 による。 イ 尿中遊離型フコース、癌胎児性抗原(CEA)精密測定、DUPAN-2精密測定のうち2項目又は3項目を併せて測定した場合は、主たるもの1つに限り算定する。	ア 尿中遊離型フコースは酵素化学的測定法により、悪性腫瘍の診断の確定又は転帰の決定までの間に1回に限り算定する。 イ 尿中遊離型フコース、癌胎児性抗原(CEA)精密測定、DUPAN-2精密測定のうち2項目又は3項目を併せて測定した場合は、主たるもの1つに限り算定する。
	<p>該当検査項目</p> <p>尿中遊離型フコース 【検査コード 4460】</p>	
D009-11 (190点)	同一月内に「11」のAFPのレクチン反応性による分画比(AFP-L ₃ %)を「4」に掲げるの -フェトプロテイン(AFP)精密測定又は「7」に掲げるの PIVKA 精密測定と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。なおAFPのレクチン反応性による分画比(AFP-L ₃ %)は、電気泳動法及び抗体親和性転写法又はLBA法による。	同一月内に「11」のAFPのレクチン反応性による分画比(AFP-L ₃ %)を「4」に掲げる -フェトプロテイン(AFP)精密測定又は「7」に掲げるPIVKA 精密測定と併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。AFP-L ₃ %は、電気泳動法及び抗体親和性転写法又はLBA法による。
	<p>該当検査項目</p> <p>AFPレクチン分画比(L₃%) 【検査コード 2605】</p> <p>-フェトプロテイン(AFP)定量 【検査コード 1248】</p>	

対象保険 収載区分	正	誤
D009-16 (460点)	インターロイキン2受容体(IL-2R)精密測定は、非ホジキンリンパ腫、ATLの診断の目的で測定した場合のみに算定できる。 <u>また、非ホジキンリンパ腫又はATLであることが既に確定診断された患者に対して、経過観察のために測定した場合は、特定疾患治療管理料の悪性腫瘍特異物質治療管理料により算定する。</u>	インターロイキン2受容体(IL-2R)精密測定は、非ホジキンリンパ腫、ATLの診断の目的で測定した場合のみ算定できる。
	該当検査項目 可溶性IL-2受容体 (可溶性インターロイキン-2レセプター) 【検査コード 0189】	
D009-注3	「注3」に係る規定は、「4」から「14」までに掲げる本区分に掲げる血液を検体とする検査と尿中遊離型フコース、尿中ヒト絨毛性ゴナドトロピン分画コア定量(HCG コア定量)精密測定、乳頭分泌液中CEA精密測定又は乳頭分泌液中HER2タンパク測定を同一日に行った場合にも、適用する。	「注3」に係る規定は、「4」から「14」までに掲げる検査と尿中遊離型フコース、尿中ヒト絨毛性ゴナドトロピン分画コア定量(HCG コア定量)精密測定、乳頭分泌液中CEA精密測定又は乳頭分泌液中HER2タンパク測定を同一日に行った場合にも、適用する。
	該当検査項目 尿中遊離型フコース 【検査コード 4460】 HCG -コアフラグメント 【検査コード 2470】	
D014-3 (32点)	リウマチ因子測定、IgG型リウマチ因子精密測定、C ₁ q結合免疫複合体精密測定、C ₃ d結合免疫複合体精密測定及び、モノクローナルRF結合免疫複合体精密測定並びに、抗ガラクトース欠損IgG抗体精密測定及びマトリックスメタロプロテイナーゼ-3(MMP-3)精密測定のうち2項目以上を併せて実施した場合には、主たるもの1つに限り算定する。	リウマチ因子測定、IgG型リウマチ因子精密測定、C ₁ q結合免疫複合体精密測定、C ₃ d結合免疫複合体精密測定及びモノクローナルRF結合免疫複合体精密測定並びに抗ガラクトース欠損IgG抗体精密測定及びマトリックスメタロプロテイナーゼ-3(MMP-3)精密測定のうち2項目以上を併せて実施した場合には、主たるもの1つに限り算定する。
	該当検査項目 RF定量 【検査コード 0811】 RAPA 【検査コード 0812】 IgG型リウマチ因子(IgG-RF) 【検査コード 2776】 免疫複合体C ₁ q 【検査コード 0961】 免疫複合体モノクローナルRF 【検査コード 2760】 抗ガラクトース欠損IgG抗体 【検査コード 3333】 マトリックスメタロプロテイナーゼ-3(MMP-3) 【検査コード 5296】	
D014-22 (940点)	抗アセチルコリンレセプター抗体価は、重症筋無力症の診断又は診断後の経過観察の目的で行った場合のみに算定できる。	抗アセチルコリンレセプター抗体価は、重症筋無力症の診断の目的で行った場合のみ算定できる。
	該当検査項目 抗アセチルコリンレセプター抗体(抗AChR抗体) 【検査コード 1375】	
D015-7	補体蛋白(C ₃)測定、補体蛋白(C ₄)測定及びトランスフェリンは、SRID法又は通則に掲げる精密検査による。	補体蛋白(C ₃)測定、補体蛋白(C ₄)測定及びトランスフェリンは、SRID法による。